

担当府省	原子力規制庁
提言該当箇所	政府事故調提言（6）1. ①②③④
提言内容	<p>○原子力安全規制機関の在り方に関する提言</p> <p>①独立性と透明性の確保</p> <p>原子力安全規制機関は、原子力安全関連の意思決定を実効的に独立して行うことができ、意思決定に不当な影響を及ぼす可能性のある組織から機能面で分離されなければならない。新たな規制機関は、このような独立性と透明性を確保することが必要である。</p> <p>新たな規制機関に対し、原子力安全に関する組織として自律的に機能できるために必要な権限・財源と人員を付与すると同時に、国民に対する原子力安全についての説明責任を持たせることが必要である。</p> <p>②緊急事態に迅速かつ適切に対応する組織力</p> <p>原子力災害の社会への影響の大きさに鑑みれば、その対応の中心となるべき原子力安全規制機関にあっては、災害発生時に迅速な活動が展開できるよう、平常時から防災計画の策定や防災訓練等を実施しておくことのみならず、緊急事態において対応に当たる責任者や関係機関に対して専門知識に基づく助言・指導ができる専門能力や、組織が有するリソースを有効かつ効率的に機能させるマネジメント能力の涵養が必要である。</p> <p>また、規制機関においては、責任を持って危機対処の任に当たることの自覚を強く持つとともに、大規模災害に対応できるだけの体制を事前に整備し、関係省庁や関係地方自治体と連携して関係組織全体で対応できる体制の整備も図った上、その中の規制機関の役割も明確にしておく必要がある。</p> <p>③国内外への災害情報の提供機関としての役割の自覚</p> <p>新たな原子力安全規制機関にあっては、情報提供の在り方の重要性を組織として深く自覚し、緊急時に適時適切な情報提供を行えるよう、平素から組織的に態勢を整備しておく必要がある。</p> <p>④優秀な人材の確保と専門能力の向上</p> <p>新たな原子力安全規制機関は、優れた専門能力を有する優秀な人材を確保できるような待遇条件の改善、職員が長期的研修や実習を経験できる機会の拡大、原子力・放射線関係を含む他の行政機関や研究機関との人事交流の実施など、職員の一貫性あるキャリア形成を可能とするような人事運用・計画の検討が必要である。</p>
対応状況 (12月現在)	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>(独立性と透明性の確保)</p> <p>○原子力規制委員会は、原子力利用の推進と規制の分離を旨としており、原子力規制委員会設置法に基づき、いわゆる3条委員会として</p>

原子力規制庁 提出個票

	<p>設置。制度設計上、極めて独立性の高い機関として設置されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原子力規制委員会そのもの、原子力規制委員会に設置される検討チームの議論は原則公開するとともに、ネット中継を行い、会議資料や議事録も原則公開。 ○原子力規制委員、原子力規制庁職員が規制に関連する議論する会議、面談等を行う場合、原則としてその内容を随時公開。 ※第1回原子力規制委員会において「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保の方針」を策定。 (緊急事態に迅速かつ適切に対応する組織力及び国内外への災害情報の提供機関としての役割の自覚) ○原子力防災関係個票において詳細記述。 <p><予算措置></p> <p>(優秀な人材の確保と専門能力の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専門的知見を有する職員の育成が不可欠であるとの認識の下、研修カリキュラムの開発等に必要な予算を要求中(約9億2千万円から約13億5千万円へ増額要求中)。 <p><その他></p> <p>(独立性と透明性の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原子力規制委員長及び原子力規制庁報道官が定期的に記者会見を行い(それぞれ1回/週、2回/週)、幅広いメディアからの質問に回答することとしている。
今後の対応・検討方針	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>(独立性と透明性の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○今後とも、原子力規制委員会の設置趣旨を踏まえ、独立性の高い委員会運営を確保する。 ○今後とも、原子力規制委員会の原則公開をはじめ、透明性の確保に積極的に取り組んでいく。 ○原子力規制委員会は、原子力規制委員会設置法に基づき、毎年、国会に対して所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない(第24条)、とされており、これを着実に実施する。 (緊急事態に迅速かつ適切に対応する組織力及び国内外への災害情報の提供機関としての役割の自覚) ○原子力防災関係個票において詳細記述。 <p>(優秀な人材の確保と専門能力の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専門的知見を有する人材育成に必要なカリキュラム開発等を進め、研修制度の充実を図る。 ○海外の原子力規制機関への職員派遣についても検討する。

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ(個票)

担当府省	原子力規制庁
提言該当箇所	政府事故調提言(6)①、⑤⑥⑦
提言内容	<p>○原子力安全規制機関の在り方に関する提言 ⑤科学的知見蓄積と情報収集の努力</p> <p>新たに発足する原子力安全規制機関は、関連学会や専門ジャーナル(海外も含む)、海外の規制機関等の動向を絶えずフォローアップし、規制活動に資する知見を継続的に獲得していく必要がある。また、その知見の意味するところを理解し、これを組織的に共有した上で十分に活用するとともに、その成果を組織として継承・伝達していく必要がある。</p> <p>⑥国際機関・外国規制当局との積極的交流</p> <p>国の行政機関の定員措置については行政機関全体の問題であることから保安院等のみに関する検討で済むものではないが、原子力安全の重要性に鑑み、新たに設置される原子力安全規制機関の定員措置については十分に考慮する必要がある。また、新設の規制機関においては、前記定員措置のほか、国際貢献を果たすにふさわしい態勢整備に努めるとともに、国際機関・外国規制当局との人的交流を担える人材の育成に努めるべきである。</p> <p>⑦規制当局の態勢の強化</p> <p>原子力発電の安全を確保するためには、単に発生した個別問題への対応にとどまらず、国内外の最新の知見はもとより、国際的な安全規制や核セキュリティ等の動向にも留意しつつ、国内規制を最新・最善のものに改訂する努力を不斷に継続する必要がある。原子力災害の社会への影響の大きさに鑑みれば、災害発生時に迅速かつ有効な活動が展開できるよう、平常時から防災計画の策定や防災訓練等を実施し緊急時の対応に万全を期すべきである。さらに、緊急事態において専門知識に基づく的確な助言・指導ができる専門的技術能力や、組織が有するリソースを有効かつ効率的に機能させるマネジメント能力の涵養に努めなければならない。そのためには、それにふさわしい予算・人的スタッフの在り方の検討が必要である。</p>
対応状況 (12月現在)	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>(科学的知見蓄積と情報収集の努力及び国際機関・外国規制当局との積極的交流)</p> <p>(IAEA等との協調)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○これまで、IAEA、OECD/NEA等の国際機関が開催する各種国際会議や原子力の安全に関する条約の特別会合等で、事故から得られた知見及び教訓を情報発信している。 <p>(諸外国規制機関等との協調)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○諸外国に対しては、以下の枠組みにて事故災害情報の提供を行って

	<p>いる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・欧米諸国：各国との二国間協力の枠組み ・中国・韓国：日中韓上級規制者会合（TRM）の枠組み ・その他：外務省経由で全ての在日大使館へ情報提供 <p>○日英原子力対話（10月4日～5日開催）や原子力エネルギーに関する日仏委員会（10月30日～31日開催）等において意見交換を行った。</p> <p>○海外の経験豊富な有識者からの助言を得ることを目的に「国際アドバイザー」の制度を立ち上げ、米国、英国、仏国 の安全規制機関のトップとしての活動歴を持つ三名の有識者に12月14日に東京で第1回の原子力規制委員会との意見交換会を開催した。 (原子力安全に関する福島閣僚会議)</p> <p>○平成24年12月15日～17日に開催された「原子力安全に関する福島閣僚会議」においても、①今回の事故の知見及び教訓、②国際的な安全基準及び最新の科学技術情報を踏まえた我が国の原子力安全の向上に係る取組状況を国際社会に情報発信した。 (規制当局の態勢の強化)</p> <p>○原子力規制委員会は、毎年度、政策評価を実施し、政策の不断の見直しや改善を行うこととしており、現在、政策体系等について検討中。</p> <p><予算措置></p> <p>(規制当局の態勢の強化)</p> <p>○専門的知見を有する職員の育成が不可欠であるとの認識の下、研修カリキュラムの開発等に必要な予算を要求中（約9億2千万円から約13億5千万円へ増額要求中）。[再掲]</p>
今後の対応・検討方針	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>(規制当局の態勢の強化)</p> <p>○専門的知見を有する人材育成に必要なカリキュラム開発等を進め、研修制度の充実を図る。[再掲]</p> <p>○政策評価に関し、今後、政策評価基本計画を定めた上で、毎年度事後評価実施計画を策定し、外部の有識者の意見も聴きながら政策評価を実施し、PDCAサイクルを通じて業務の自己改善を図っていく。</p> <p><その他></p> <p>(科学的知見蓄積と情報収集の努力及び国際機関・外国規制当局との積極的交流)</p> <p>①IAEA等との協調</p> <p>○引き続き、IAEA、OECD/NEA等の国際機関が開催する各種国際会議に積極的に参画し、海外の最新の知見を積極的に取り込んでいくとともに、海外に対して我が国の原子力安全の取組状況に関する情報発信を積極的に行う。</p> <p>②諸外国との協調</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○海外の原子力規制機関とも引き続き積極的に意見交換を行う。 ○原子力安全に関する海外の事故情報等を収集・評価し、規制への反映の必要性等について隨時検討を実施する体制を構築する。 (規制当局の態勢の強化) ○海外の原子力規制機関への職員派遣についても検討する。[再掲]
--	---

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	原子力規制庁
提言該当箇所	政府事故調提言（6）3.
提言内容	<ul style="list-style-type: none"> ○安全文化の再構築に関する提言 一旦事故が起きると、重大な事態が生じる原子力発電事業においては、安全文化の確立は国民の命に関わる問題である。我が国において、安全文化が十分に定着しているとは言い難い状況にあったことに鑑みると、今回の大災害の発生を踏まえ、事業者や規制当局、関係団体、審議会関係者などおよそあらゆる原発関係者には、安全文化の再構築を図ることを強く求めたい。
対応状況 (12月現在)	<ul style="list-style-type: none"> <法令・制度・計画等の策定> (安全文化の醸成) ○原子力規制委員会は「原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識」に立つ（原子力規制委員会設置法第1条）とされており、こうした点等を踏まえ、現時、原子力規制委員会の「理念」の策定を検討中。 ○原子力規制委員会の取組について幅広い観点からの意見を伺うべく第13回原子力規制委員会において「有識者と原子力規制委員会との意見交換」を実施した。 ○海外の経験豊富な有識者からの助言を得ることを目的に「国際アドバイザー」の制度を立ち上げ、米国、英国、仏国の安全規制機関のトップとしての活動歴を持つ三名の有識者に12月14日に東京で第1回の原子力規制委員会との意見交換会を開催した。 ○(独)原子力安全基盤機構では、安全文化の構築に向けて、事故調の指摘事項についての研修（9月以降全9回）や技術者倫理についての研修（9月以降全3回）を実施している。
今後の対応・検討方針	<ul style="list-style-type: none"> <法令・制度・計画等の策定> (安全文化の醸成) ○平成25年初頭に、原子力規制委員会の理念を決定し、組織内に浸透させる方策を順次実施する。 ○(独)原子力安全基盤機構においても、安全文化の構築に向けて、取り組むべき全体像を整理した安全文化醸成計画を策定、職員への研修等の継続を含め、平成25年度からは同計画に沿った活動を展開する。 ○(独)放射線医学総合研究所においても、安全文化の醸成を目的に「安全文化講習会」を実施予定。

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	原子力規制庁
提言該当箇所	政府事故調提言（5）1.
提言内容	<ul style="list-style-type: none"> ○IAEA基準などとの国際的調和に関する提言 原子力発電の安全を確保するためには、国内外の原子力に関する知見の蓄積や技術進歩に合わせて国内の規制水準を常に最新のものとしていくことが必要である。そのためには、IAEA等の国際基準の動向も参照して、国内基準を最新・最善のものとする不断の努力をすべきである。今回の事故への反省を踏まえて、原子力安全に関する教訓を学び、それを我が國のみならず他国での同様の事故の発生防止に資するよう、事故から得られた知見と教訓を国際社会に発信していく必要がある。また、国内基準の見直しを行う場合、それを国際基準として一般化することが有効・有益なものについては、IAEA等の基準に反映されるように努めるなどして国際貢献を行うべきである。
対応状況 (12月現在)	<ul style="list-style-type: none"> <その他> ①IAEA等との協調 ○これまで、IAEA、OECD/NEA等の国際機関が開催する各種国際会議や原子力の安全に関する条約の特別会合等で、事故から得られた知見及び教訓を情報発信している。 ②諸外国規制機関等との協調 ○諸外国に対しては、以下の枠組みにて事故災害情報の提供を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> ・欧米諸国：各国との二国間協力の枠組み ・中国・韓国：日中韓上級規制者会合（TRM）の枠組み ・その他：外務省経由で全ての在日大使館へ情報提供 ○日英原子力対話（10月4日～5日開催）や原子力エネルギーに関する日仏委員会（10月30日～31日開催）等において意見交換を行った。 ○海外の経験豊富な有識者からの助言を得ることを目的に「国際アドバイザー」の制度を立ち上げ、米国、英国、仏国の安全規制機関のトップとしての活動歴を持つ三名の有識者に12月14日に東京で第1回の原子力規制委員会との意見交換会を開催した。 ③原子力安全に関する福島閣僚会議 ○平成24年12月15日～17日に開催された「原子力安全に関する福島閣僚会議」においても、①今回の事故の知見及び教訓、②国際的な安全基準及び最新の科学技術情報を踏まえた我が国の原子力安全の向上に係る取組状況を国際社会に情報発信した。

今後の対応・検討方針	<その他>
	<p>①IAEA等との協調</p> <p>○引き続き、IAEA、OECD/NEA等の国際機関が開催する各種国際会議に積極的に参画し、海外の最新の知見を積極的に取り込んでいくとともに、海外に対して我が国の原子力安全の取組状況に関する情報発信を積極的に行う。</p> <p>②諸外国との協調</p> <p>○海外の原子力規制機関とも引き続き積極的に意見交換を行う。</p> <p>○原子力安全に関する海外の事故情報等を収集・評価し、規制への反映の必要性等について隨時検討を実施する体制を構築する。</p>

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	原子力規制庁
提言該当箇所	国会事故調提言4-1)
提言内容	<p>○政府は電気事業者との間の接触について、ルールを定め、それに従った情報開示を求める。</p>
対応状況 (12月現在)	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○電気事業者等からの中立性の確保を強く意識し、原子力規制委員会が原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として外部有識者から意見を聞く場合、当該外部有識者について情報公開の徹底と個別案件の審査に関する場合の除外条件を設定。</p> <p>※第4回原子力規制委員会において「外部有識者から意見を聞くに当たっての透明性・中立性に関する基本的考え方」を決定。</p>
今後の対応・検討方針	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○今後とも、電気事業者等からの中立性を確保すべく「外部有識者からの意見を聞くに当たっての透明性・中立性に関する基本的考え方」を厳格に運用する。</p>

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	原子力規制庁
該当箇所	国会事故調提言 5 1)
提言内容	<ul style="list-style-type: none"> ○高い独立性：①政府内の推進組織からの独立性、②事業者からの独立性、③政治からの独立性を実現し、監督機能を強化するための指揮命令系統、責任権限及びその業務プロセスを確立する。
対応の状況 (12月現在)	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <ul style="list-style-type: none"> ○原子力規制委員会は、原子力利用の推進と利用の分離を旨としており、原子力規制委員会設置法に基づき、いわゆる3条委員会として設置。制度設計上、極めて独立性の高い機関として設置されている。 ○電気事業者等からの中立性の確保を強く意識し、原子力規制委員会が原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として外部有識者から意見を聴く場合、当該外部有識者について情報公開の徹底と個別案件の審査に関する場合の除外条件を設定。 ※第4回原子力規制委員会において「外部有識者から意見を聴くに当たっての透明性・中立性に関する基本的考え方」を決定。
今後の対応、検討の方針	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <ul style="list-style-type: none"> ○今後とも、原子力規制委員会の設置趣旨を踏まえ、独立性の高い委員会運営を確保する。 ○今後とも、電気事業者等からの中立性を確保すべく「外部有識者からの意見を聴くに当たっての透明性・中立性に関する基本的考え方」を厳格に運用する。

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	原子力規制庁
該当箇所	国会事故調提言 5 2)
提言内容	<ul style="list-style-type: none"> ○透明性：①各種諮問委員会等を含めて意思決定過程を開示し、その過程において電気事業者等の利害関係者の関与を排除する。②定期的に国会に対して、全ての意思決定過程、決定参加者、施策実施状況等について報告する義務を課す。③推進組織、事業者、政治との間の交渉折衝等に関しては、議事録を残し、原則公開する。④委員の選定は第三者機関に1次選定として、相当数の候補者の選定を行わせた上で、その中から国会同意人事として国会が最終決定するといった透明なプロセスを設定する。
対応の状況 (12月現在)	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <ul style="list-style-type: none"> ○原子力規制委員会そのもの、原子力規制委員会に設置される検討チームの議論は原則公開するとともに、ネット中継を行い、会議資料や議事録も原則公開。 ○原子力規制委員、原子力規制庁職員が規制に関連する議論する会議、面談等を行う場合、原則としてその内容を随時公開。 ※第1回原子力規制委員会において「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保の方針」を策定。 <p><その他></p> ○原子力規制委員長及び原子力規制庁報道官が定期的に記者会見を行い（それぞれ1回／週、2回／週）、幅広いメディアからの質問に回答することとしている。 ○原子力規制委員会の委員長及び委員については、原子力規制委員会設置法に規定されている基準のみならず、中立公正性、透明性の確保を徹底するために、政府が定めたガイドラインの基準に従い、選定した。 ○第180回通常国会において、政府から人事案を提示したものの、採決に至らずに閉会したため、内閣総理大臣が9月19日付けで委員長及び委員を任命した。 ○人事案については、両議院の議院運営委員会等に選定の理由を説明するとともに、環境大臣が記者会見し、詳しく説明を行うなど、透明性の確保に努めた。
今後の対応、検討の方針	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <ul style="list-style-type: none"> ○今後とも、原子力規制委員会の原則公開をはじめ、透明性の確保に積極的に取り組んでいく。 ○原子力規制委員会は、原子力規制委員会設置法に基づき、毎年、国会に対して所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公表しなければならない（第24条）、とされており、これを着実に実施する。

	<p>＜その他＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○与野党合意の上で成立した原子力規制委員会設置法においては、国会の同意を得て総理が任命すると規定されており、政府が人事案を提示し、国会が同意し、総理が任命する仕組みとなっている。 ○また、相当数の候補者から公開の場で選定するすれば、実務的な問題として、相当数の者について、過去の報酬受領額等の調査や寄付金額等の情報公開を求めることになるとともに、現在の仕事を辞めるかどうかの判断が必要となる等の負荷が生じること等を考慮する必要がある。 ○提言にあるプロセスを踏むことは困難であるものの、透明性の確保は重要な課題であり、提言の趣旨を最大限生かすべく、情報を積極的に国会に提供し、しっかり説明していくなど、透明性の確保に努めていく。
--	---

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	原子力規制庁
提言該当箇所	国会事故調提言 5 3)
提言内容	<ul style="list-style-type: none"> ○専門能力と職務への責任感：①新しい既成組織の人材を世界でも通用するレベルにまで早期に育成し、また、そのような人材の採用、育成を実現すべく、原子力規制分野でのグローバルな人材交流、教育、訓練を実施する。②外国人有識者を含む助言組織を設置し、規制当局の運営、人材、在り方等の必要な要件設定等に関する助言を得る。③新しい組織の一員として、職務への責任感を持った人材を中心とすべく、「ノーリターンルール」を当初より、例外なく適用する。
対応状況 (12月現在)	<p>＜予算措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専門的知見を有する職員の育成が不可欠であるとの認識の下、研修カリキュラムの開発等に必要な予算を要求中（約9億2千万円から約13億5千万円へ増額要求中）。 <p>＜その他＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原子力規制委員会の取組について幅広い観点からの意見を伺うべく第13回原子力規制委員会において「有識者と原子力規制委員会との意見交換」を実施した。 ○海外の経験豊富な有識者からの助言を得ることを目的に「国際アドバイザー」の制度を立ち上げ、米国、英国、仏国のお安全規制機関のトップとしての活動歴を持つ三名の有識者に12月14日に東京で第1回の原子力規制委員会との意見交換会を開催した。
今後の対応・検討方針	<p>＜法令・制度・計画等の策定＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専門的知見を有する人材育成に必要なカリキュラム開発等を進め、研修制度の充実を図る。 ○海外の原子力規制機関への職員派遣についても検討する。 ○海外の原子力規制機関等とも引き続き積極的に意見交換を行う。

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	原子力規制庁
該当箇所	国会事故調提言 5 5)
提言内容	○自律性：本組織には、国民の健康と安全の実現のため、常に最新の知見を取り入れながら組織の見直しを行い、自己変革を続けることを要求し、国会はその過程を監視する。
対応の状況 (12月現在)	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○原子力規制委員会は、毎年度、政策評価を実施し、政策の不断の見直しや改善を行うこととしており、現在、政策体系等について検討中。</p> <p><その他></p> <p>○原子力規制委員会の取組について幅広い観点からの意見を伺うべく第13回原子力規制委員会において「有識者と原子力規制委員会との意見交換」を実施した。</p> <p>○海外の経験豊富な有識者からの助言を得ることを目的に「国際アドバイザー」の制度を立ち上げ、米国、英国、仏国の安全規制機関のトップとしての活動歴を持つ三名の有識者に12月14日に東京で第1回の原子力規制委員会との意見交換会を開催した。</p>
今後の対応、検討の方針	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○政策評価に関し、今後、政策評価基本計画を定めた上で、毎年度事後評価実施計画を策定し、外部の有識者の意見も聴きながら政策評価を実施し、PDCAサイクルを通じて業務の自己改善を図っていく。</p> <p><その他></p> <p>○海外の原子力規制機関等とも引き続き積極的に意見交換を行う。</p>

88

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	原子力規制庁
提言該当箇所	政府事故調提言 (1) 2. ①②③
提言内容	<p>○リスク認識の転換を求める提言</p> <p>① 日本は古来、様々な自然災害に襲われてきた「災害大国」であることを肝に銘じて、自然界の脅威、地殻変動の規模と時間スケールの大きさに対し、謙虚に向き合うことが必要である。</p> <p>② リスクのとらえ方を大きく転換することが必要である。今回のような巨大津波災害や原子力発電所のシビアアクシデントのように広域にわたり甚大な被害をもたらす事故・災害の場合には、発生確率にかかわらずしかるべき安全対策・防災対策を立てておくべきである、という新たな防災思想が、行政においても企業においても確立される必要がある。</p> <p>③ 安全対策・防災対策の範囲について一定の線引きをした場合、「残余のリスク」、「残る課題」とされた問題を放置することなく、更なる掘り下げた検討を確実に継続させるための制度が必要である。</p>
対応状況 (12月現在)	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○原子力規制委員会設置法の制定に伴う原子炉等規制法の改正において、以下の措置が講じられているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故（シビアアクシデント）対策の強化 ・最新の知見に基づく規制の実施（バックフィット制度の導入） ・40年運転制限制度の導入 ・発電用原子炉の安全規制に関する原子炉等規制法への一元化、等 <p>○発電用原子炉の規制は、原子力規制委員会設置法の施行日から10月以内（平成25年7月18日まで）の政令で定める日から施行。それ以外は施行日から1年3月以内政令で定める日（平成25年1月18日まで）から施行することとされており、これに向か、現在以下の検討チームを立ち上げ、公開の場で基準案等の検討を行っており、こうした検討においては、外部事象も含めて確率論的リスク評価を前提に議論を行っている。</p> <p>①新安全基準に関する検討チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月25日に第1回会合を開催し、これまでに7回開催。 <p>(※) 新安全基準に関する検討チームの主な検討事項は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計上想定すべき事故の見直し（長時間の電源喪失など） ・設計上の想定を超える外的事象として考慮すべきもの（意図的な航空機衝突・テロ含む） ・設計上の想定を超える事故として考慮すべきもの（著しい炉心損傷など） ・シビアアクシデント対策の基本方針（設備に求める信頼性・耐環境性など）

	<ul style="list-style-type: none"> ・シビアアクシデント対策の有効性の評価方法、判断基準 等 <p>②新たな原子力安全規制制度に関する検討チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月20日に第1回会合を開催。 <p>(※) 新たな原子力安全規制制度に関する検討チームの主な検討事項は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・型式認証の対象となる機器の選定 ・原子炉施設の安全性の向上のための事業者による評価の届出及び公表制度の細目の検討 ・発電用原子炉施設に対する安全規制の原子炉等規制法への一元化を踏まえた実務の整理 等 <p>③地震・津波に関する新安全設計基準の検討チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月19日に第1回会合を開催し、これまでに4回開催。 <p>(※) 地震・津波に関する新安全設計基準の検討チームの主な検討事項は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三次元の地下構造を反映した地震動評価 ・東北地方太平洋沖地震で得られた知見に基づく基準津波の策定 等 <p>(注) 原子力防災に関する取組みについては、原子力防災関係個票において詳細記述。</p>
6 今後の対応・検討方針	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○発電用原子炉の規制は、原子力規制委員会設置法の施行日から10月以内（平成25年7月18日まで）の政令で定める日から施行することとされており、これに向けた各検討チームの今後のスケジュールは以下のとおり。</p> <p>①新安全基準に関する検討チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年1月：基準骨子案取りまとめ、委員会報告、パブリックコメント。 ・同年1月～2月：専門家ヒアリング、パブリックコメントを踏まえた基準骨子案の見直し。 ・その後、規則条文案を作成し、再度パブリックコメントを実施予定。 <p>②新たな原子力安全規制制度に関する検討チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在～：被規制者等に対するヒアリング等 ・平成25年2月：制度の細目についての考え方についての取りまとめ ・その後、規則条文案を作成し、パブリックコメントを実施予定。 <p>③地震・津波に関する新安全設計基準の検討チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年1月：基準骨子案取りまとめ ・同年1月～2月中：骨子案のパブリックコメントの実施 ・その後、基準案を作成し、パブリックコメントを実施予定。 <p>(注) 原子力防災に関する取組みについては、原子力防災関係個票において詳細記述。</p>

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	原子力規制庁
提言該当箇所	政府事故調提言（2）1.
提言内容	<p>○事故防止策の構築に関する提言</p> <p>福島第一原発における事故対処や、国や東京電力等による事前の事故防止策に関する技術的、原子力工学的な問題点を解消・改善するためにどのような具体的な取組が必要かは、原子力全般についての高度な専門的知見を踏まえた検討が必要なものも少なくない。これについては、原子力発電に関わる関係者において、その専門的知見を活用して具体化すべきであり、その検討に当たっては、当委員会が指摘した問題点を十分考慮するとともに、その検討の経緯及び結果について社会への説明責任を果たす必要があると考える。</p>
対応状況 (12月現在)	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>(原子力安全規制の見直しについて)</p> <p>○原子力規制委員会設置法の制定に伴う原子炉等規制法の改正において、以下の措置が講じられているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故（シビアアクシデント）対策の強化 ・最新の知見に基づく規制の実施（バックフィット制度の導入） ・40年運転制限性の導入 ・発電用原子炉の安全規制に関する原子炉等規制法への一元化 等 <p>○発電用原子炉の規制は、原子力規制委員会設置法の施行日から10月以内（平成25年7月18日まで）の政令で定める日から施行。それ以外は施行日から1年3月以内政令で定める日（平成25年1月18日まで）から施行することとされており、これに向け、現在以下の検討チームを立ち上げ、公開の場で基準案等の検討を行っており、こうした検討においては、外部事象も含めて確率論的リスク評価を前提に議論を行っている。</p> <p>①新安全基準に関する検討チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月25日に第1回会合を開催し、これまでに7回開催。 <p>(※) 新安全基準に関する検討チームの主な検討事項は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計上想定すべき事故の見直し（長時間の電源喪失など） ・設計上の想定を超える外的事象として考慮すべきもの（意図的な航空機衝突・テロ含む） ・設計上の想定を超える事故として考慮すべきもの（著しい炉心損傷など） ・シビアアクシデント対策の基本方針（設備に求める信頼性・耐環境性など） ・シビアアクシデント対策の有効性の評価方法、判断基準 等 <p>②新たな原子力安全規制制度に関する検討チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月20日に第1回会合を開催。

	<p>(※) 新たな原子力安全規制制度に関する検討チームの主な検討事項は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・型式認証の対象となる機器の選定 ・原子炉施設の安全性の向上のための事業者による評価の届出及び公表制度の細目の検討 ・発電用原子炉施設に対する安全規制の原子炉等規制法への一元化を踏まえた実務の整理 等 <p>③地震・津波に関する新安全設計基準の検討チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月19日に第1回会合を開催し、これまでに4回開催。 <p>(※) 地震・津波に関する新安全設計基準の検討チームの主な検討事項は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三次元の地下構造を反映した地震動評価 ・東北地方太平洋沖地震で得られた知見に基づく基準津波の策定 等 <p><その他></p> <p>(敷地内破碎帯等の調査について)</p> <p>○原子力発電所敷地内の破碎帯等について、以下の調査等を実施。</p> <p>①大飯発電所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調査 10月2・3日事前会合 11月2日現地調査 11月4日評価会合（1回目） 11月7日評価会合（2回目） ・評価会合を2回開催したが、情報が不足しており結論は得られなかった。このため、関西電力(株)に対してさらなる調査を指示した。 <p>②敦賀発電所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調査 11月27日事前会合 12月1日、2日現地調査 12月10日評価会合 ・評価会合において現地調査で観察した結果に基づき、有識者の見解を聴取した結果、メンバー間の見解に大きな相違はなかった。 <p>③東北東通発電所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調査 11月22日事前会合 12月13日、14日現地調査 12月20日評価会合
今後の対応・検討方針	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○発電用原子炉の規制は、原子力規制委員会設置法の施行日から10月以内（平成25年7月18日まで）の政令で定める日から施行す</p>

	<p>することとされており、これに向けた各検討チームの今後のスケジュールは以下のとおり。</p> <p>①新安全基準に関する検討チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年1月：基準骨子案取りまとめ、委員会報告、パブリックコメント。 ・同年1月～2月：専門家ヒアリング、パブリックコメントを踏まえた基準骨子案の見直し。 ・その後、規則条文案を作成し、再度パブリックコメントを実施予定。 <p>②新たな原子力安全規制制度に関する検討チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在～：被規制者等に対するヒアリング等 ・平成25年2月：制度の細目についての考え方についての取りまとめ ・その後、規則条文案を作成し、パブリックコメントを実施予定。 <p>③地震・津波に関する新安全設計基準の検討チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年1月：基準骨子案取りまとめ ・同年1月～2月中：骨子案のパブリックコメントの実施 ・その後、基準案を作成し、パブリックコメントを実施予定。 <p><その他></p> <p>(敷地内破碎帯等の調査について)</p> <p>○今後の取扱いは以下のとおり。</p> <p>①大飯発電所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後は、作業の進捗に応じて有識者による現地調査を実施するとともに、当該調査の途中でも、重要な情報が得られた段階で評価会合を再度開催し、評価を実施。 <p>②敦賀発電所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価会合における有識者の見解を文書にとりまとめ、原子力規制委員会に報告予定。 <p>③東北東通発電所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月20日の評価会合の状況を踏まえ、対応を検討予定。 <p>④他の発電所（志賀、美浜、もんじゅ）についても、1月以降順次現地調査を実施予定。</p>
--	--

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	原子力規制庁
提言該当箇所	政府事故調提言（2）2.
提言内容	<p>○総合的リスク評価の必要性に関する提言</p> <p>施設の置かれた自然環境は様々であり、発生頻度は高くない場合ではあっても、地震・地震隨伴事象以外の溢水・火山・火災等の外的事象及び從前から評価の対象としてきた内的事象をも考慮に入れて、施設の置かれた自然環境特性に応じて総合的なリスク評価を事業者が行い、規制当局等が確認を行うことが必要である。その際にには、必ずしも PSA の標準化が完了していない外的事象についても、事業者は現段階で可能な手法を積極的に用いるとともに、国においてもその研究が促進されるよう支援することが必要である。</p>
対応状況 (12月現在)	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○原子力規制委員会設置法の制定に伴う原子炉等規制法の改正において、以下の措置が講じられているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故（シビアアクシデント）対策の強化 ・最新の知見に基づく規制の実施（バックフィット制度の導入） ・40年運転制限性の導入 ・発電用原子炉の安全規制に関する原子炉等規制法への一元化 等 <p>○発電用原子炉の規制は、原子力規制委員会設置法の施行日から10月以内（平成25年7月18日まで）の政令で定める日から施行。それ以外は施行日から1年3月以内政令で定める日（平成25年1月18日まで）から施行することとされており、これに向か、現在各種の検討チームを立ち上げ、公開の場で基準案等の検討を行っており、こうした検討においては、外部事象も含めて確率論的リスク評価を前提に議論を行っている。</p>
今後の対応・検討方針	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○発電用原子炉の規制は、原子力規制委員会設置法の施行日から10月以内（平成25年7月18日まで）の政令で定める日から施行することとされており、これに向か、確率論的リスク評価も含め、各検討チームでの検討を進めていく。</p>

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	原子力規制庁
提言該当箇所	政府事故調提言（2）3.
提言内容	<p>○シビアアクシデント対策に関する提言</p> <p>原子力発電施設の安全を今後とも確保していくためには、外的事象をも考慮に入れた総合的安全評価を実施し、様々な種類の内的事象や外的事象の各特性に対する施設の脆弱性を見いだし、それらの脆弱性に対し、設計基準事象を大幅に超え、炉心が重大な損傷を受けるような場合を想定して有効な対策（シビアアクシデント対策）を検討し準備しておく必要がある。また、それらのシビアアクシデント対策の有効性について、PSA等の手法により評価する必要がある。</p>
対応状況 (12月現在)	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○原子力規制委員会設置法の制定に伴う原子炉等規制法の改正において、以下の措置が講じられているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故（シビアアクシデント）対策の強化 ・最新の知見に基づく規制の実施（バックフィット制度の導入） ・40年運転制限性の導入 ・発電用原子炉の安全規制に関する原子炉等規制法への一元化 等 <p>○発電用原子炉の規制は、原子力規制委員会設置法の施行日から10月以内（平成25年7月18日まで）の政令で定める日から施行。それ以外は施行日から1年3月以内政令で定める日（平成25年1月18日まで）から施行することとされており、これに向か、重大事対策については、現在以下の検討チームを立ち上げ、公開の場で基準案等の検討を行っている。</p> <p>①新安全基準に関する検討チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月25日に第1回会合を開催し、これまでに7回開催。（※）新安全基準に関する検討チームの主な検討事項は以下の通り。 ・設計上想定すべき事故の見直し（長時間の電源喪失など） ・設計上の想定を超える外的事象として考慮すべきもの（意図的な航空機衝突・テロ含む） ・設計上の想定を超える事故として考慮すべきもの（著しい炉心損傷など） ・シビアアクシデント対策の基本方針（設備に求める信頼性・耐環境性など） ・シビアアクシデント対策の有効性の評価方法、判断基準
今後の対応・検討方針	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○発電用原子炉の規制は、原子力規制委員会設置法の施行日から10月以内（平成25年7月18日まで）の政令で定める日から施行することとされており、これに向かた重大事故に関する検討チームの</p>

	<p>今後のスケジュールは以下のとおり。</p> <p>①新安全基準に関する検討チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年1月：基準骨子案取りまとめ、委員会報告、パブリックコメント。 ・同年1月～2月：専門家ヒアリング、パブリックコメントを踏まえた基準骨子案の見直し。 ・その後、規則条文案を作成し、再度パブリックコメントを実施予定。
--	--

	<p>国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）</p> <table border="1"> <tr> <td>担当府省</td><td>原子力規制庁</td></tr> <tr> <td>提言該当箇所</td><td>国会事故調提言6-1)</td></tr> <tr> <td>提言内容</td><td>○世界の最新の技術的知見等を踏まえ、国民の健康と安全を第一とする一元的な法体系へと再構築する。</td></tr> <tr> <td>対応状況 (12月現在)</td><td> <p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○原子力規制委員会設置法の制定に伴う原子炉等規制法の改正において、以下の措置が講じられているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故（シビアアクシデント）対策の強化 ・最新の知見に基づく規制の実施（バックフィット制度の導入） ・40年運転制限性の導入 ・発電用原子炉の安全規制に関する原子炉等規制法への一元化 等 <p>○発電用原子炉の規制は、原子力規制委員会設置法の施行日から10月以内（平成25年7月18日まで）の政令で定める日から施行。それ以外は施行日から1年3月以内政令で定める日（平成25年1月218日まで）から施行することとされている。これに向か、発電用原子炉の安全規制に関する原子炉等規制法への一元化に関する検討も含め、現在以下の検討チームを立ち上げ、公開の場で検討を行っている。</p> <p>①新たな原子力安全規制制度に関する検討チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月20日に第1回会合を開催。 <p>(※) 新たな原子力安全規制制度に関する検討チームの主な検討事項は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・型式認証の対象となる機器の選定 ・原子炉施設の安全性の向上のための事業者による評価の届出及び公表制度の細目の検討 ・発電用原子炉施設に対する安全規制の原子炉等規制法への一元化を踏まえた実務の整理 等 </td></tr> <tr> <td>今後の対応・検討方針</td><td> <p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○発電用原子炉の規制は、原子力規制委員会設置法の施行日から10月以内（平成25年7月18日まで）の政令で定める日から施行することとされており、これに向かた新たな原子力安全規制制度に関する検討チームの今後のスケジュールは以下のとおり。</p> <p>①新たな原子力安全規制制度に関する検討チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在～：被規制者等に対するヒアリング等 ・平成25年2月：制度の細目についての考え方についての取りまとめ ・その後、規則条文案を作成し、パブリックコメントを実施予定。 </td></tr> </table>	担当府省	原子力規制庁	提言該当箇所	国会事故調提言6-1)	提言内容	○世界の最新の技術的知見等を踏まえ、国民の健康と安全を第一とする一元的な法体系へと再構築する。	対応状況 (12月現在)	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○原子力規制委員会設置法の制定に伴う原子炉等規制法の改正において、以下の措置が講じられているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故（シビアアクシデント）対策の強化 ・最新の知見に基づく規制の実施（バックフィット制度の導入） ・40年運転制限性の導入 ・発電用原子炉の安全規制に関する原子炉等規制法への一元化 等 <p>○発電用原子炉の規制は、原子力規制委員会設置法の施行日から10月以内（平成25年7月18日まで）の政令で定める日から施行。それ以外は施行日から1年3月以内政令で定める日（平成25年1月218日まで）から施行することとされている。これに向か、発電用原子炉の安全規制に関する原子炉等規制法への一元化に関する検討も含め、現在以下の検討チームを立ち上げ、公開の場で検討を行っている。</p> <p>①新たな原子力安全規制制度に関する検討チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月20日に第1回会合を開催。 <p>(※) 新たな原子力安全規制制度に関する検討チームの主な検討事項は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・型式認証の対象となる機器の選定 ・原子炉施設の安全性の向上のための事業者による評価の届出及び公表制度の細目の検討 ・発電用原子炉施設に対する安全規制の原子炉等規制法への一元化を踏まえた実務の整理 等 	今後の対応・検討方針	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○発電用原子炉の規制は、原子力規制委員会設置法の施行日から10月以内（平成25年7月18日まで）の政令で定める日から施行することとされており、これに向かた新たな原子力安全規制制度に関する検討チームの今後のスケジュールは以下のとおり。</p> <p>①新たな原子力安全規制制度に関する検討チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在～：被規制者等に対するヒアリング等 ・平成25年2月：制度の細目についての考え方についての取りまとめ ・その後、規則条文案を作成し、パブリックコメントを実施予定。
担当府省	原子力規制庁										
提言該当箇所	国会事故調提言6-1)										
提言内容	○世界の最新の技術的知見等を踏まえ、国民の健康と安全を第一とする一元的な法体系へと再構築する。										
対応状況 (12月現在)	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○原子力規制委員会設置法の制定に伴う原子炉等規制法の改正において、以下の措置が講じられているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故（シビアアクシデント）対策の強化 ・最新の知見に基づく規制の実施（バックフィット制度の導入） ・40年運転制限性の導入 ・発電用原子炉の安全規制に関する原子炉等規制法への一元化 等 <p>○発電用原子炉の規制は、原子力規制委員会設置法の施行日から10月以内（平成25年7月18日まで）の政令で定める日から施行。それ以外は施行日から1年3月以内政令で定める日（平成25年1月218日まで）から施行することとされている。これに向か、発電用原子炉の安全規制に関する原子炉等規制法への一元化に関する検討も含め、現在以下の検討チームを立ち上げ、公開の場で検討を行っている。</p> <p>①新たな原子力安全規制制度に関する検討チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月20日に第1回会合を開催。 <p>(※) 新たな原子力安全規制制度に関する検討チームの主な検討事項は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・型式認証の対象となる機器の選定 ・原子炉施設の安全性の向上のための事業者による評価の届出及び公表制度の細目の検討 ・発電用原子炉施設に対する安全規制の原子炉等規制法への一元化を踏まえた実務の整理 等 										
今後の対応・検討方針	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○発電用原子炉の規制は、原子力規制委員会設置法の施行日から10月以内（平成25年7月18日まで）の政令で定める日から施行することとされており、これに向かた新たな原子力安全規制制度に関する検討チームの今後のスケジュールは以下のとおり。</p> <p>①新たな原子力安全規制制度に関する検討チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在～：被規制者等に対するヒアリング等 ・平成25年2月：制度の細目についての考え方についての取りまとめ ・その後、規則条文案を作成し、パブリックコメントを実施予定。 										
	<p>国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）</p> <table border="1"> <tr> <td>担当府省</td><td>原子力規制庁</td></tr> <tr> <td>提言該当箇所</td><td>国会事故調提言6-1)</td></tr> <tr> <td>提言内容</td><td>○世界の最新の技術的知見等を踏まえ、国民の健康と安全を第一とする一元的な法体系へと再構築する。</td></tr> <tr> <td>対応状況 (12月現在)</td><td> <p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○原子力規制委員会設置法の制定に伴う原子炉等規制法の改正において、以下の措置が講じられているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故（シビアアクシデント）対策の強化 ・最新の知見に基づく規制の実施（バックフィット制度の導入） ・40年運転制限性の導入 ・発電用原子炉の安全規制に関する原子炉等規制法への一元化 等 <p>○発電用原子炉の規制は、原子力規制委員会設置法の施行日から10月以内（平成25年7月18日まで）の政令で定める日から施行。それ以外は施行日から1年3月以内政令で定める日（平成25年1月218日まで）から施行することとされている。これに向か、発電用原子炉の安全規制に関する原子炉等規制法への一元化に関する検討も含め、現在以下の検討チームを立ち上げ、公開の場で検討を行っている。</p> <p>①新たな原子力安全規制制度に関する検討チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月20日に第1回会合を開催。 <p>(※) 新たな原子力安全規制制度に関する検討チームの主な検討事項は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・型式認証の対象となる機器の選定 ・原子炉施設の安全性の向上のための事業者による評価の届出及び公表制度の細目の検討 ・発電用原子炉施設に対する安全規制の原子炉等規制法への一元化を踏まえた実務の整理 等 </td></tr> <tr> <td>今後の対応・検討方針</td><td> <p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○発電用原子炉の規制は、原子力規制委員会設置法の施行日から10月以内（平成25年7月18日まで）の政令で定める日から施行することとされており、これに向かた新たな原子力安全規制制度に関する検討チームの今後のスケジュールは以下のとおり。</p> <p>①新たな原子力安全規制制度に関する検討チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在～：被規制者等に対するヒアリング等 ・平成25年2月：制度の細目についての考え方についての取りまとめ ・その後、規則条文案を作成し、パブリックコメントを実施予定。 </td></tr> </table>	担当府省	原子力規制庁	提言該当箇所	国会事故調提言6-1)	提言内容	○世界の最新の技術的知見等を踏まえ、国民の健康と安全を第一とする一元的な法体系へと再構築する。	対応状況 (12月現在)	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○原子力規制委員会設置法の制定に伴う原子炉等規制法の改正において、以下の措置が講じられているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故（シビアアクシデント）対策の強化 ・最新の知見に基づく規制の実施（バックフィット制度の導入） ・40年運転制限性の導入 ・発電用原子炉の安全規制に関する原子炉等規制法への一元化 等 <p>○発電用原子炉の規制は、原子力規制委員会設置法の施行日から10月以内（平成25年7月18日まで）の政令で定める日から施行。それ以外は施行日から1年3月以内政令で定める日（平成25年1月218日まで）から施行することとされている。これに向か、発電用原子炉の安全規制に関する原子炉等規制法への一元化に関する検討も含め、現在以下の検討チームを立ち上げ、公開の場で検討を行っている。</p> <p>①新たな原子力安全規制制度に関する検討チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月20日に第1回会合を開催。 <p>(※) 新たな原子力安全規制制度に関する検討チームの主な検討事項は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・型式認証の対象となる機器の選定 ・原子炉施設の安全性の向上のための事業者による評価の届出及び公表制度の細目の検討 ・発電用原子炉施設に対する安全規制の原子炉等規制法への一元化を踏まえた実務の整理 等 	今後の対応・検討方針	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○発電用原子炉の規制は、原子力規制委員会設置法の施行日から10月以内（平成25年7月18日まで）の政令で定める日から施行することとされており、これに向かた新たな原子力安全規制制度に関する検討チームの今後のスケジュールは以下のとおり。</p> <p>①新たな原子力安全規制制度に関する検討チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在～：被規制者等に対するヒアリング等 ・平成25年2月：制度の細目についての考え方についての取りまとめ ・その後、規則条文案を作成し、パブリックコメントを実施予定。
担当府省	原子力規制庁										
提言該当箇所	国会事故調提言6-1)										
提言内容	○世界の最新の技術的知見等を踏まえ、国民の健康と安全を第一とする一元的な法体系へと再構築する。										
対応状況 (12月現在)	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○原子力規制委員会設置法の制定に伴う原子炉等規制法の改正において、以下の措置が講じられているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故（シビアアクシデント）対策の強化 ・最新の知見に基づく規制の実施（バックフィット制度の導入） ・40年運転制限性の導入 ・発電用原子炉の安全規制に関する原子炉等規制法への一元化 等 <p>○発電用原子炉の規制は、原子力規制委員会設置法の施行日から10月以内（平成25年7月18日まで）の政令で定める日から施行。それ以外は施行日から1年3月以内政令で定める日（平成25年1月218日まで）から施行することとされている。これに向か、発電用原子炉の安全規制に関する原子炉等規制法への一元化に関する検討も含め、現在以下の検討チームを立ち上げ、公開の場で検討を行っている。</p> <p>①新たな原子力安全規制制度に関する検討チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月20日に第1回会合を開催。 <p>(※) 新たな原子力安全規制制度に関する検討チームの主な検討事項は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・型式認証の対象となる機器の選定 ・原子炉施設の安全性の向上のための事業者による評価の届出及び公表制度の細目の検討 ・発電用原子炉施設に対する安全規制の原子炉等規制法への一元化を踏まえた実務の整理 等 										
今後の対応・検討方針	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○発電用原子炉の規制は、原子力規制委員会設置法の施行日から10月以内（平成25年7月18日まで）の政令で定める日から施行することとされており、これに向かた新たな原子力安全規制制度に関する検討チームの今後のスケジュールは以下のとおり。</p> <p>①新たな原子力安全規制制度に関する検討チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在～：被規制者等に対するヒアリング等 ・平成25年2月：制度の細目についての考え方についての取りまとめ ・その後、規則条文案を作成し、パブリックコメントを実施予定。 										
	<p>国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）</p> <table border="1"> <tr> <td>担当府省</td><td>原子力規制庁</td></tr> <tr> <td>提言該当箇所</td><td>国会事故調提言6-1)</td></tr> <tr> <td>提言内容</td><td>○世界の最新の技術的知見等を踏まえ、国民の健康と安全を第一とする一元的な法体系へと再構築する。</td></tr> <tr> <td>対応状況 (12月現在)</td><td> <p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○原子力規制委員会設置法の制定に伴う原子炉等規制法の改正において、以下の措置が講じられているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故（シビアアクシデント）対策の強化 ・最新の知見に基づく規制の実施（バックフィット制度の導入） ・40年運転制限性の導入 ・発電用原子炉の安全規制に関する原子炉等規制法への一元化 等 <p>○発電用原子炉の規制は、原子力規制委員会設置法の施行日から10月以内（平成25年7月18日まで）の政令で定める日から施行。それ以外は施行日から1年3月以内政令で定める日（平成25年1月218日まで）から施行することとされている。これに向か、発電用原子炉の安全規制に関する原子炉等規制法への一元化に関する検討も含め、現在以下の検討チームを立ち上げ、公開の場で検討を行っている。</p> <p>①新たな原子力安全規制制度に関する検討チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月20日に第1回会合を開催。 <p>(※) 新たな原子力安全規制制度に関する検討チームの主な検討事項は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・型式認証の対象となる機器の選定 ・原子炉施設の安全性の向上のための事業者による評価の届出及び公表制度の細目の検討 ・発電用原子炉施設に対する安全規制の原子炉等規制法への一元化を踏まえた実務の整理 等 </td></tr> <tr> <td>今後の対応・検討方針</td><td> <p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○発電用原子炉の規制は、原子力規制委員会設置法の施行日から10月以内（平成25年7月18日まで）の政令で定める日から施行することとされており、これに向かた新たな原子力安全規制制度に関する検討チームの今後のスケジュールは以下のとおり。</p> <p>①新たな原子力安全規制制度に関する検討チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在～：被規制者等に対するヒアリング等 ・平成25年2月：制度の細目についての考え方についての取りまとめ ・その後、規則条文案を作成し、パブリックコメントを実施予定。 </td></tr> </table>	担当府省	原子力規制庁	提言該当箇所	国会事故調提言6-1)	提言内容	○世界の最新の技術的知見等を踏まえ、国民の健康と安全を第一とする一元的な法体系へと再構築する。	対応状況 (12月現在)	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○原子力規制委員会設置法の制定に伴う原子炉等規制法の改正において、以下の措置が講じられているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故（シビアアクシデント）対策の強化 ・最新の知見に基づく規制の実施（バックフィット制度の導入） ・40年運転制限性の導入 ・発電用原子炉の安全規制に関する原子炉等規制法への一元化 等 <p>○発電用原子炉の規制は、原子力規制委員会設置法の施行日から10月以内（平成25年7月18日まで）の政令で定める日から施行。それ以外は施行日から1年3月以内政令で定める日（平成25年1月218日まで）から施行することとされている。これに向か、発電用原子炉の安全規制に関する原子炉等規制法への一元化に関する検討も含め、現在以下の検討チームを立ち上げ、公開の場で検討を行っている。</p> <p>①新たな原子力安全規制制度に関する検討チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月20日に第1回会合を開催。 <p>(※) 新たな原子力安全規制制度に関する検討チームの主な検討事項は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・型式認証の対象となる機器の選定 ・原子炉施設の安全性の向上のための事業者による評価の届出及び公表制度の細目の検討 ・発電用原子炉施設に対する安全規制の原子炉等規制法への一元化を踏まえた実務の整理 等 	今後の対応・検討方針	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○発電用原子炉の規制は、原子力規制委員会設置法の施行日から10月以内（平成25年7月18日まで）の政令で定める日から施行することとされており、これに向かた新たな原子力安全規制制度に関する検討チームの今後のスケジュールは以下のとおり。</p> <p>①新たな原子力安全規制制度に関する検討チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在～：被規制者等に対するヒアリング等 ・平成25年2月：制度の細目についての考え方についての取りまとめ ・その後、規則条文案を作成し、パブリックコメントを実施予定。
担当府省	原子力規制庁										
提言該当箇所	国会事故調提言6-1)										
提言内容	○世界の最新の技術的知見等を踏まえ、国民の健康と安全を第一とする一元的な法体系へと再構築する。										
対応状況 (12月現在)	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○原子力規制委員会設置法の制定に伴う原子炉等規制法の改正において、以下の措置が講じられているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大事故（シビアアクシデント）対策の強化 ・最新の知見に基づく規制の実施（バックフィット制度の導入） ・40年運転制限性の導入 ・発電用原子炉の安全規制に関する原子炉等規制法への一元化 等 <p>○発電用原子炉の規制は、原子力規制委員会設置法の施行日から10月以内（平成25年7月18日まで）の政令で定める日から施行。それ以外は施行日から1年3月以内政令で定める日（平成25年1月218日まで）から施行することとされている。これに向か、発電用原子炉の安全規制に関する原子炉等規制法への一元化に関する検討も含め、現在以下の検討チームを立ち上げ、公開の場で検討を行っている。</p> <p>①新たな原子力安全規制制度に関する検討チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・11月20日に第1回会合を開催。 <p>(※) 新たな原子力安全規制制度に関する検討チームの主な検討事項は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・型式認証の対象となる機器の選定 ・原子炉施設の安全性の向上のための事業者による評価の届出及び公表制度の細目の検討 ・発電用原子炉施設に対する安全規制の原子炉等規制法への一元化を踏まえた実務の整理 等 										
今後の対応・検討方針	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○発電用原子炉の規制は、原子力規制委員会設置法の施行日から10月以内（平成25年7月18日まで）の政令で定める日から施行することとされており、これに向かた新たな原子力安全規制制度に関する検討チームの今後のスケジュールは以下のとおり。</p> <p>①新たな原子力安全規制制度に関する検討チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在～：被規制者等に対するヒアリング等 ・平成25年2月：制度の細目についての考え方についての取りまとめ ・その後、規則条文案を作成し、パブリックコメントを実施予定。 										

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個別）

担当府省	原子力規制庁
提言該当箇所	国会事故調提言6-3)
提言内容	○原子力法規制が、内外の事故の教訓、世界の安全基準の動向及び最新の技術的知見等が反映されたものになるよう、規制当局に対して、これを不断かつ迅速に見直していくことを義務付け、その履行を監視する仕組みを構築する。
対応状況 (12月現在)	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○改正原子炉等規制法は、基本方針として、原子力の利用に係る安全の確保については国際的な基準を踏まえること、重大事故（シビアアクシデント）が発生した場合における放射性物質の施設外への放出を抑制することを規定した。</p> <p>○また、従来法令上明確な位置づけのなかった原子炉の設置許可の基準を原子力規制委員会規則で定めることとし、法令上明確にすることで、外部から評価しやすい体系とともに、既に許可を得た原子力施設に対しても新基準への適合を命じる、いわゆるバックフィット制度を導入した。</p> <p>○発電用原子炉の規制は、原子力規制委員会設置法の施行日から10月以内（平成25年7月18日まで）の政令で定める日から施行。それ以外は施行日から1年3月以内政令で定める日（平成25年1月28日まで）から施行することとされており、これに向け、新安全基準に関する検討チームを立ち上げ、以下の検討を行っている。</p> <p>①新安全基準に関する検討チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月25日に第1回会合を開催し、これまでに7回開催。 <p>(※) 新安全基準に関する検討チームの主な検討事項は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計上想定すべき事故の見直し（長時間の電源喪失など） ・設計上の想定を超える外的事象として考慮すべきもの（意図的な航空機衝突・テロ含む） ・設計上の想定を超える事故として考慮すべきもの（若しい炉心損傷など） ・シビアアクシデント対策の基本方針（設備に求める信頼性・耐環境性など） ・シビアアクシデント対策の有効性の評価方法、判断基準 等
今後の対応・検討方針	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○発電用原子炉の規制は、原子力規制委員会設置法の施行日から10月以内（平成25年7月18日まで）の政令で定める日から施行することとされており、これに向けた新安全基準に関する検討チームの今後のスケジュールは以下のとおり。</p> <p>①新安全基準に関する検討チーム</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年1月：基準骨子案取りまとめ、委員会報告、パブリックコメント。 ・同年1月～2月：専門家ヒアリング、パブリックコメントを踏まえた基準骨子案の見直し。 ・その後、規則条文案を作成し、再度パブリックコメントを実施予定。
--	--

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	原子力規制庁
提言該当箇所	国会事故調提言 6 4)
提言内容	<p>○新しいルールを既設の原子炉にも適用すること（いわゆるバックフィット）を原則とし、それがルール改訂の抑制といった本末転倒な事態につながらないように、廃炉すべき場合と次善の策が許される場合との線引きを明確にする。</p>
対応状況 (12月現在)	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○改正原子炉等規制法は、基本方針として、原子力の利用に係る安全の確保については国際的な基準を踏まえること、重大事故（シビアアクシデント）が発生した場合における放射性物質の施設外への放出を抑制することを規定した。</p> <p>○また、従来法令上明確な位置づけのなかった原子炉の設置許可の基準を原子力規制委員会規則で定めることとし、法令上明確にすることで、外部から評価しやすい体系とともに、既に許可を得た原子力施設に対しても新基準への適合を命じる、いわゆるバックフィット制度を導入した。</p> <p>○発電用原子炉の規制は、原子力規制委員会設置法の施行日から10月以内（平成25年7月18日まで）の政令で定める日から施行。それ以外は施行日から1年3月以内政令で定める日（平成25年1月2月18日まで）から施行することとされており、これに向か、新安全基準に関する検討チームを立ち上げ、以下の検討を行っている。</p> <p>①新安全基準に関する検討チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月25日に第1回会合を開催し、これまでに7回開催。 <p>(※) 新安全基準に関する検討チームの主な検討事項は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計上想定すべき事故の見直し（長時間の電源喪失など） ・設計上の想定を超える外的事象として考慮すべきもの（意図的な航空機衝突・テロ含む） ・設計上の想定を超える事故として考慮すべきもの（著しい炉心損傷など） ・シビアアクシデント対策の基本方針（設備に求める信頼性・耐環境性など） ・シビアアクシデント対策の有効性の評価方法、判断基準
今後の対応・検討方針	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○発電用原子炉の規制は、原子力規制委員会設置法の施行日から10月以内（平成25年7月18日まで）の政令で定める日から施行することとされており、これに向か新安全基準に関する検討チームの今後のスケジュールは以下のとおり。</p> <p>①新安全基準に関する検討チーム</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年1月：基準骨子案取りまとめ、委員会報告、パブリックコメント。 ・同年1月～2月：専門家ピアリング、パブリックコメントを踏まえた基準骨子案の見直し。 ・その後、規則条文案を作成し、再度パブリックコメントを実施予定。
--	--

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個別）

担当府省	原子力規制庁
提言該当箇所	政府事故調提言（7）1.
提言内容	<p>○事故原因の解明継続に関する提言</p> <p>国、電力事業者、原子力発電プラントメーカー、研究機関、関連学会といったおよそ原子力発電に関わる関係者（関係組織）は、今回の事故の検証及び事実解明を積極的に担うべき立場にあり、こうした未解明の諸事項について、それぞれの立場で包括的かつ徹底した調査・検証を継続するべきである。特に国は、当委員会や国会に設置された東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の活動が終わつたことをもって、福島原発災害に関する事故調査・検証を終えたとするのではなく、引き続き事故原因の究明に主導的に取り組むべきである。とりわけ、放射線レベルが下がった段階での原子炉建屋内の詳細な実地検証（地震動の影響の検証も含む。）は必ず行うべき作業である。</p>
対応状況 (12月現在)	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○東京電力福島第一発電所については、今般改正された原子炉等規制法に基づき、本年11月7日に「特定原子力施設」に指定するとともに、東京電力に対して「措置を講ずべき事項」を示し、「実施計画」の提出を指示。現在、12月7日に提出のあった実施計画を審査中。</p> <p>○特定原子力施設については、その監視・評価を行うための「特定原子力施設監視・評価検討会」を設置しており、これまで本年12月6日に現地調査を行うとともに、同年12月21日に第1回会合を開催。</p> <p>○また、本年10月に実施した1号機の原子炉格納容器の内部調査や11月に行ったロボットカメラを用いた3号機の原子炉建屋内の高線量エリアの調査をはじめ、東京電力が格納容器内部や原子炉建屋内の調査を順次実施中であり、その結果については原子力規制庁においても聴取している。</p> <p>(健康管理について)</p> <p>○放射線による障害の防止の観点から、健康管理のあり方について、関係行政機関に対して、勧告を含め必要な提言を行っていくため、原子力規制委員会における検討に資することを目的として東京電力福島第一原子力発電所事故による住民の健康管理のあり方に関する検討チームを設置し、有識者から意見を聴取しながら以下の検討を行っている。</p> <p>① 東京電力福島第一原子力発電所事故による住民の健康管理のあり方に関する検討チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> - 平成24年11月30日より、これまで3回の会合を開催。 (※) 新安全基準に関する検討チームの主な検討事項は以下の通り。

	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理調査の意義 ・健康管理調査の実施体制 ・健康管理調査の方法（被ばく放射線量の推計、甲状腺検査、その他） ・健康管理調査データの取扱
今後の対応、検討の方針	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○東京電力福島第一原子力発電所の継続的な事故原因の究明は、原子力規制委員会の重要な役割の一つであり、中長期にわたる原子炉内の調査結果なども踏まえ、技術的な側面から検証を進める。</p> <p>○東京電力から提出のあった実施計画については、特定原子力施設監視・評価検討会において、厳格に確認していく予定。</p> <p>○また、東京電力が本年より実施している格納容器や原子炉建屋の内部調査については引き続き注視していく。</p> <p>(健康管理について)</p> <p>○放射線による障害の防止の観点から、「健康管理調査」の意義、実施体制、方法、データの取扱いについて、検討チームとして平成24年12月末までに取りまとめを行う。それを踏まえて、原子力規制委員会として勧告を含めた必要な提言を行う予定。</p>

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	原子力規制庁
該当箇所	国会事故調提言3 2)
提言内容	<p>○森林あるいは河川を含めて広範囲に存在する放射性物質は、場所によつては増加することもあり得るので、住民の生活基盤を長期的に維持する視点から、放射性物質の再拡散や沈殿、堆積等の継続的なモニタリング、及び汚染拡大防止対策を実施する。</p>
対応の状況 (12月現在)	<p><法令・制度・計画等の策定> (放射線モニタリングの継続的な実施)</p> <p>○東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る放射線モニタリングについては、関係府省、福島県等が連携し、「総合モニタリング計画」(平成23年8月2日モニタリング調整会議決定、平成24年3月15日改定、同年4月1日一部改定)に沿つて、陸域、海域、食品、水環境など、抜け落ちの無いよう様々なモニタリングを実施。なお、平成24年9月19日以降は、原子力規制委員会が放射線モニタリングの司令塔機能を担うとともに、関係機関が実施したモニタリング結果の解析及びその公表を定期的に行つてゐる。</p> <p>(参考)総合モニタリング計画における主なモニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国的な環境一般のモニタリング【文部科学省、各都道府県等】 ・福島県全域の環境一般のモニタリング【文部科学省、原子力災害対策本部、福島県等】 ・海域モニタリング【文部科学省、環境省、水産庁、海上保安庁、福島県等】 ・学校、保育所等のモニタリング【文部科学省、福島県】 ・港湾、空港、公園、下水道等のモニタリング【国土交通省、自治体等】 ・水環境、自然公園等、廃棄物のモニタリング【環境省、福島県等】 ・農地土壤、林野等のモニタリング【農林水産省、都道県】 ・食品のモニタリング【厚生労働省、農林水産省、各都道府県等】 ・水道水のモニタリング【厚生労働省、原子力災害対策本部、都県】
今後の対応、検討の方針	<p><法令・制度・計画等の策定> (放射線モニタリングの継続的な実施)</p> <p>○今後も、総合モニタリング計画に沿つて、関係府省等が連携してきめ細かいモニタリングに取り組む。また、モニタリング調整会議を隨時開催し、計画の見直しも行う。</p>

東京電力福島第一原子力発電所事故に関し
国会及び政府に設けられた委員会の提言への対応等
(第2回:原子力規制)

平成24年12月25日
原子力規制庁

目 次

1. 原子力安全規制組織について

- (1)組織概要
- (2)独立性・中立性・透明性の確保
- (3)人材の育成と安全文化の醸成
- (4)国際機関、外国規制当局との積極的交流

2. 原子力安全規制等について

- (1)原子力安全規制
- (2)敷地内破碎帯の調査について

3. 東京電力福島第一原発における対応について

- (1)オンサイトにおける対応
- (2)オフサイトにおける対応

4. 原子力防災体制の整備について(次回)

1. 原子力安全規制組織について

(1)組織概要①

原子力規制委員会は、原子力利用の「推進」と「規制」を分離し、独立して原子力安全規制に関する職務を担う組織として、平成24年9月19日、環境省の外局に3条委員会として設置。

体制

- ・委員長及び委員4名で構成。
- ・委員長及び委員は、人格が高潔であって、原子力安全に関して専門的知識、経験、高い見識を有する者のうちから、国会同意を得て、総理が任命。
- ・原子力規制委員会の事務局として、原子力規制庁を設置。
- ・職員は、経済産業省、文部科学省を始め各省庁から出向。発足後5年の経過措置の後は、原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織への配置転換は認めないこととされている。

(参考)出身省庁別人数 (H24. 9. 19時点)

出身省庁	人数
経済産業省	315
文部科学省	85
環境省	11
警察庁	17
国土交通省	5
防衛省	3
消防庁	1
海上保安庁	1
その他	17
合計	455

3

(1)組織概要②

原子力規制・防災対策に係る予算

平成24年度当初予算額: 485億円(うち原子力規制委員会計上: 395億円)

平成25年度概算要求額: 817億円(うち原子力規制委員会計上: 580億円)

○主な要求項目

・東京電力福島第一原子力発電所事故への対応

関係機関による環境モニタリングの結果のデータベースの構築や避難指示区域等における環境モニタリングを強化し、福島県を中心としたモニタリング体制を強化。また、東京電力福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置に係る安全確保を着実に実施。

・世界で最も厳しいレベルの原子力規制の確立

東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、シビアアクシデント対策、地震・津波対策など各種規制課題に対応する調査・試験・研究の実施や解析コードの開発など科学的基盤の確立を図り、規制の高度化を推進、世界で最も厳しいレベルの原子力規制を確立。

・原子力防災対策の充実等

東京電力福島第一発電所事故の教訓を踏まえ、原子力災害対策を大きく見直し。特にオフサイトセンターについて、原子力発電施設の近傍又は海岸近傍で標高の施設等を移転した他、それ以外についても放射線防護対策の強化、代替施設の補強を実施。また、原子力施設周辺の放射線監視体制の強化を前年度に引き続いて実施。

・専門人材の育成

職員の能力向上はもとより、福島の教訓を活かした国際協力等も視野に入れた国際原子力安全研修院(仮称)で必要とされるカリキュラムの開発など専門人材の育成を実施。

・広報、国際協力その他

東京電力福島第一原子力発電所事故から得られた教訓やそれを踏まえた原子力規制行政の取組について、国内外に積極的に情報を発信し、原子力施設周辺自治体との連携強化、IAEAとの協力等を推進。また、国際約束に基づき、保証措置活動を実施。

4

(2)独立性、中立性、透明性の確保①

①独立性・中立性の確保

(これまでの取組)

- 原子力規制委員会設置法に基づき、原子力利用の推進と規制の分離を旨とし、独立性の高い3条委員会として原子力規制委員会を設置。
- 第4回委員会において、以下の点について「外部有識者から意見を聴くに当たっての透明性・中立性に関する基本的考え方」を決定。
 - ・外部有識者について情報公開の徹底
(電気事業者の役員経験、事業者からの報酬・寄付の受領の有無について情報を公開)
 - ・個別案件の審査に関する場合の除外条件を設定
(電気事業者の役員経験、事業者からの報酬・寄付が無いこと、過去の審査に関与していないこと)

(今後の対応・検討方針)

- 原子力規制委員会の設置趣旨を踏まえ、独立性の高い委員会運営を確保する。
- 電気事業者等からの中立性を確保すべく「外部有識者から意見を聴くに当たっての透明性・中立性に関する基本的考え方」を厳格に運用する。

5

(2)独立性、中立性、透明性の確保②

②透明性の確保

(これまでの取組)

- 第1回委員会において、以下の点について「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」を策定。
 - ・原子力規制委員会及び検討チームにおける議論・資料や議事録等の公開
 - ・委員・職員が規制に関連して事業者と会議・面談を行う場合その概要を公開
- 原子力規制委員長及び原子力規制庁次長が定期的に(それぞれ1回／週、2回／週)記者会見を実施。幅広いメディアからの質問に回答している。

(今後の対応・検討方針)

- 設置法第24条に基づき、毎年国会に対して所掌事務の処理状況を報告するとともに、その概要を公開していく。
- 今後、政策評価基本計画を定め、毎年度事後評価実施計画を策定し、外部有識者の意見も聞きながら政策評価を実施。PDCAサイクルを通じて業務の自己改善を図る。
- 今後も、原子力規制委員会の原則公開をはじめ、透明性の確保に積極的に取り組む。

6

(3)人材の育成と安全文化の醸成

①人材の育成

(これまでの取組)

- 専門的知見を有する職員の育成のための研修の実施。

研修カリキュラム開発等予算を、平成24年度約9億2千万円から平成25年度約13億5千万円へ増額要求中

- 東京大学専門職大学院、IAEAへ職員を派遣。

(今後の対応・検討方針)

- 専門的知見を有する人材育成に必要なカリキュラム開発等を進め、研修制度の充実を図る。

- 海外の原子力規制機関への職員派遣についても検討。

②安全文化の醸成

(これまでの取組)

- 「原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識」に立つこととされており(原子力規制委員会設置法第1条)、原子力規制委員会としての「理念」策定を検討中。

- 第13回原子力規制委員会において「有識者と原子力規制委員会との意見交換会」を実施し、委員会の取組について有識者から幅広い意見を聴取。

- 海外の有識者の助言を得ることを目的に「国際アドバイザー」制度を立ち上げ、12月14日、元米国原子力規制委員会委員長リチャード・メザーブ氏ら3名の有識者との意見交換会を実施。

- (独)原子力安全基盤機構では、安全文化構築に向けて、事故調査事項についての研修及び技術者倫理についての研修を実施(9月以降それぞれ全9回、全3回実施)

(今後の対応・検討方針)

- 平成25年初頭に原子力規制委員会の理念を決定、組織内に浸透させる方策を順次実施。

- (独)原子力安全基盤機構においても、取り組むべき全体像を整理した安全文化醸成計画を策定、職員への研修の継続も含め、平成25年度からは同計画に沿った活動を展開。

- (独)放射線医学総合研究所において、安全文化の醸成を目的に「安全文化講習会」を実施予定。

(4)国際機関・外国規制当局との積極的交流

①国際機関との協調

(これまでの取組)

- IAEA、OECD／NEA等の国際機関が開催する各種国際会議や原子力の安全に関する条約の特別会合等に参画し、海外の知見の取り込みと、事故から得られた知見及び教訓の情報発信を行っている。

(今後の対応・検討方針)

- 引き続き、各種国際会議に積極的に参画し、海外の最新の知見を積極的に取り込んでいくとともに、海外に対して原子力安全の取組状況に関する情報発信を行う。

②諸外国との協調

(これまでの取組)

- 諸外国に対しては、以下の枠組みにて事故災害情報の提供を行っている。

・欧米諸国:各国との二国間協力の枠組み

・中国・韓国:日中韓上級規制者会合(TRM)の枠組み

・その他:外務省経由で全ての在日大使館へ情報提供

- 日英原子力対話(10月4日～5日開催)や原子力エネルギーに関する日仏委員会(10月30日～31日開催)等において意見交換を実施。

(今後の対応・検討方針)

- 海外の原子力規制機関とも引き続き積極的な意見交換を継続

- 原子力安全に関する海外の事故情報等を収集・評価し、規制への反映の必要性について隨時検討を実施する体制を構築する。

③原子力安全に関する福島閣僚級会議

- 福島において「原子力安全に関する福島閣僚会議」を開催(12月15日～17日開催)、今回の事故の知見及び教訓や、我が国の原子力安全の向上に係る取組状況を国際社会に向けて情報発信した。

2. 原子力安全規制等について

(1)原子力安全規制①

原子炉等規制法の改正

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、その教訓や最新の技術的知見、IAEAの定める安全基準を含む海外の規制動向を踏まえた新たな規制を導入。

- 重大事故(シビアアクシデント)対策の強化
- 最新の知見に基づく規制の実施(バックフィット制度の導入)
- 40年運転制限の導入
- 発電用原子炉の安全規制に関する原子炉等規制法への一元化 等

検討チームによる公開の場における基準案等の検討状況

新規制の実施に当たり、シビアアクシデント対策に関する新基準や地震・津波に関する新安全設計基準に係る骨子案を、下記検討チームの公開議論により策定。

検討チームは、委員、外部有識者、規制庁・JNES職員により構成される。

○「発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム」の検討中事項

- ・設計上想定すべき事故の見直し(長時間の電源喪失など)
- ・設計上の想定を超える外的事象として考慮すべきもの(意図的な航空機衝突・テロ含む)
- ・設計上の想定を超える事故として考慮すべきもの(著しい炉心損傷など)
- ・シビアアクシデント対策の基本方針(設備に求める信頼性・耐環境性など)
- ・シビアアクシデント対策の有効性の評価方法、判断基準

○今後の対応・検討方針

- ・平成25年1月：基準骨子案取りまとめ、委員会報告、パブリックコメント。
- ・同年1月～2月：専門家ヒアリング、パブリックコメントを踏まえた基準骨子案の見直し。
- ・その後、規則条文案を作成し、再度パブリックコメントを実施予定。

9

(1)原子力安全規制②

○「発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関する新安全設計基準に関する検討チーム」の検討中事項

- ・三次元の地下構造を反映した地震動評価
- ・東北地方太平洋沖地震で得られた知見に基づく基準津波の策定 等

○今後の対応・検討方針

- ・平成25年1月：基準骨子案取りまとめ。
- ・同年1月～2月中：骨子案のパブリックコメントの実施。
- ・その後、基準案を作成し、パブリックコメントを実施予定。

○「発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に関する検討チーム」の検討中事項

- ・型式認証の対象となる機器の選定、申請書記載事項・審査方法等
- ・原子炉施設の安全性の向上のための評価の届出及び公表の制度の細目の検討等
- ・発電用原子炉施設に対する安全規制の原子炉等規制法への一元化

○今後の対応・検討方針

- ・現在～：被規制者等に対するヒアリング等
- ・平成25年2月：制度の細目についての考え方についての取りまとめ
- ・その後、規則条文案を作成し、パブリックコメントを実施予定

(2)敷地内破碎帯の調査について①

各発電所敷地内の破碎帯について、原子力規制委員会は規制委員を含む有識者会合を設置し、自ら確認と評価を実施中。

関西電力大飯発電所

○現地調査実績

- ・ 10月23日 事前会合
- 11月 2日 現地調査
- 11月 4日 評価会合(1回目)
- 11月 7日 評価会合(2回目)

○これまでに、評価会合を2回開催したが、情報が不足しており結論は得られず、関西電力に対してさらなる調査を指示。

○今後は、作業の進捗に応じて有識者による現地調査を実施するとともに、当該調査の途中でも、重要な情報が得られた段階で評価会合を再度開催し、評価を実施。

日本原子力発電敦賀発電所

○現地調査実績

- ・ 11月27日 事前会合
- 12月 1日、2日 現地調査
- 12月10日 評価会合

○これまでに、評価会合において現地調査で観察した結果に基づき、有識者の見解を聴取した結果、メンバー間の見解に大きな相違なし。

○今後は、評価会合における有識者の見解を文書にとりまとめ、原子力規制委員会に報告予定。11

(2)敷地内破碎帯の調査について②

東北電力東北東通発電所

○現地調査実績

- ・ 11月22日 事前会合
- 12月13日、14日 現地調査
- 12月20日 評価会合

○これまでに、評価会合において現地調査で観察した結果に基づき、有識者の見解を聴取した結果、メンバー間の見解に大きな相違なし。

○今後は12月26日(水)に第2回評価会合を開催し、東北電力からヒアリングを行うとともに、有識者間の意見集約を図る予定。

その他の発電所(北陸電力志賀発電所、関西電力美浜発電所、JAEAもんじゅ)

○今後、平成25年1月以降順次現地調査を実施予定。

3. 東京電力福島第一原発における対応について

東京電力福島第一原発事故については、改正原子炉等規制法に基づくオンサイト対応と、モニタリング・健康管理等のオフサイト対応を車の両輪として、全力を上げて対応。

(1) オンサイトにおける対応①

① 改正原子炉等規制法による措置

特定原子力施設への指定

○原子力災害が発生し、応急の措置を講じた施設に対して、施設の状況に応じた適切な方法による安全管理を講じさせるため、改正原子炉等規制法に基づき、本年11月7日付で、東京電力福島第一原発を特定原子力施設に指定するとともに「実施計画」の提出を指示。

現在、東京電力から12月7日に提出のあった実施計画を審査中。

評価検討会の設置

○特定原子力施設については、その監視・評価を行うための「特定原子力施設監視・評価検討会」を設置しており、これまで本年12月6日に現地調査を行うとともに、同年12月21日に第1回会合を開催。

13

(1) オンサイトにおける対応②

② 事故原因の継続的な調査

(これまでの取組)

○原子力規制委員会は、原子炉の運転等に起因する事故の原因等を究明するための調査を行うこととされており(原子力規制委員会設置法第4条)、そのために報告徴収、立入検査等を行う権限が付与(同法第23条)。

○本年10月に実施した東京電力福島第一原発1号機の原子炉格納容器の内部調査や11月に行ったロボットカメラを用いた3号機の原子炉建屋内の高線量エリアの調査等、東京電力が調査を順次実施中であり、原子力規制庁においてもその結果を聴取。

(今後の対応・検討方針)

○今後も、東京電力福島第一原発の継続的な事故原因の究明は、原子力規制委員会の重要な役割の一つであり、中長期にわたる原子炉内の調査結果なども踏まえ、技術的な側面から検証を進める。また、東京電力が実施している格納容器や原子炉建屋の内部調査についても引き続き注視していく。

14

(2) オフサイトにおける対応

① 東京電力福島第一発電所事故に係るモニタリングの実施

(これまでの取組)

- 関係府省、福島県等が連携し、「総合モニタリング計画」に沿って、陸域、海域、食品、水環境など、抜け落ちのないよう様々なモニタリングを実施。

(今後の対応・検討方針)

- 今後も、総合モニタリング計画に沿って、関係府省等が連携して、きめ細かいモニタリングに取り組む。また、モニタリング調整会議を随時開催し、計画の見直しも行う。

② 福島閣僚級会議の開催(既述)

③ 健康管理について

(これまでの取組)

- 放射線による障害の防止の観点から、「東京電力福島第一原子力発電所事故による住民の健康管理のあり方に関する検討チーム」を設置し、以下の検討を実施。

(11/30～3回開催)

- ・健康管理調査の意義
- ・健康管理調査の実施体制
- ・健康管理調査の方法(被ばく放射線量の推計、甲状腺検査等)
- ・健康管理調査データの取扱

(今後の対応・検討方針)

- 放射線による障害の防止の観点から、「健康管理調査」の意義、実施体制、方法、データの取扱いについて、検討チームとして平成24年12月末までに取りまとめる。それを踏まえて、原子力規制委員会として勧告を含めた必要な提言を行う予定。

15